令和９年度
広島市立基町高等学校
入学者選抜
一次選抜実施要項

目次　　ページ

【１】一次選抜　１～７
【２】帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜　８～10
【３】二次選抜の実施　10

〒７３０－０００５
広島県広島市中区西白島町２５番１号
電話　（０８２）２２１－１５１０
ＦＡＸ（０８２）２２１－５２９９
E-mail motomachi-h@e.city.hiroshima.jp
URL　http://www.motomachi-h.edu.city.hiroshima.jp/

土曜日、日曜日、祝日及び１２月２８日から１月４日の期間は、事務取扱いを行いません。

この冊子は、「令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」（広島県教育委員会、広島市教育委員会ほか）に基づいて作成しています。ご不明な点につきましては、上記要項でまずご確認いただき、さらにご質問がある場合は、事項によって、広島市教育委員会学校教育部指導第二課あるいは本校にお問合せください。特に次の２点にご注意ください。

１　この冊子における用語の定義は次のとおりです。

用　　語	定　　義
中学校	中学校、特別支援学校の中学部、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程
中学校を卒業	中学校を卒業（中等教育学校の前期課程の場合は修了）
中学校卒業後５年を超える者	令和３年３月以前に中学校を卒業した者
中学校長	志願者が在学している中学校の校長
出身中学校	志願者が卒業又は在学している中学校
出身中学校長	出身中学校の校長

２　通学区域・調整措置について

区　　分	通学区域	調　整　措　置
「普通科　普通」	広島市内全域	一次選抜における入学定員３２０人の３０％の範囲内（９６人以内）で行う。
「普通科　創造表現コース」	広島県一円	

※県立高等学校とは異なっていますので、ご注意ください。

【１】一次選抜

１　選抜の趣旨

入学者の選抜は、「広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針」及び「令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

２　学科・コース、定員及び通学区域

（１）「普通科　普通」

ア　定員　３２０人

イ　通学区域・調整措置

（ア）広島市内全域

（イ）「広島市立高等学校の通学区域に関する規則」の附則３により、入学定員（３２０人）に対し３０％（９６人）の範囲内で、保護者等の住所が通学区域に属さない場合であっても、広島県内に住所を有するときは、入学することを認める。

ただし、通学区域内から学力検査を受ける者が一次選抜の入学定員に満たない場合には、入学定員の範囲内で通学区域外からの入学を入学定員の３０％を超えて認めることができる。

（２）「普通科　創造表現コース」

ア　定員　４０人

イ　通学区域

広島県一円

３　教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針

（１）教育目標

学術や芸術文化の習得と探究を通じて、高い志と未来を切り拓く豊かな創造力を持ち、国際社会に貢献する人材を育成する。

（２）育てたい生徒像

ア　校訓「自主自律」の精神に富み、学びを通して人間的成長を目指す生徒

イ　多様な価値観と文化を尊重する豊かな人間性を備え、平和を希求し、その実現のために行動することができる生徒

ウ　高い規範意識や自己管理能力を持ち、持続可能な社会の実現を目指し、課題の発見と解決に向けて努力し続けることができる生徒

エ（創造表現コースのみ）国際平和文化都市という環境を活かした表現活動を通じ、個性を磨き、社会に貢献することができる生徒

（３）入学者受入方針

ア　校訓「自主自律」を理解し、進路に対する高い意識と知的探究心を持ち、学業に真摯に取り組む生徒

イ　広島で学ぶ生徒として平和を希求し、柔軟な思考をもって広く他者の意見に耳を傾ける心構えのある生徒

ウ　中学校や地域での活動に積極的に取り組み、入学後も様々な活動に意欲的に参加し、高校生活を前向きに送ろうとする意志を持っている生徒
エ（創造表現コースのみ）芸術（美術）に強い関心を持ち、創造することに価値を見いだし、意欲的に表現活動を行っている生徒

４　出願資格

次の（1）から（5）までのいずれかに該当する者が出願できる。
（1）中学校を卒業した者
（2）令和９年３月に中学校を卒業する見込みの者
（3）学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条各号のいずれかに該当する者
（4）令和９年３月に学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条第１号又は第２号に規定する課程を修了する見込みの者
（5）日本国内において、外国人学校の教育により９年の課程を令和９年３月３１日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和９年３月３１日までに満１５歳以上に達する者

５　出願

（1）方式
ア　志願者は、原則として、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。
イ　アにかかわらず、併設型高等学校の一次選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の志願者は、併設型高等学校を除く全日制の課程の一次選抜、併設型高等学校を除く帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、定時制の課程の一次選抜及びフレキシブル課程（定時制・通信制）の一次選抜のいずれか一つについて、同時に出願することができる。ただし、「令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す内容に留意すること。
ウ　アにかかわらず、「普通科　創造表現コース」に出願する場合には、「普通科　普通」を第２志望とすることができる。
　なお、「普通科　普通」に出願する場合には、「普通科　創造表現コース」を第２志望とすることはできない。

（2）期間

ア　出願登録

（ア）志願者登録・中学校確認登録
令和９年１月２１日（木）から２月２日（火）１６時まで

（イ）高等学校確認登録
令和９年２月３日（水）から２月８日（月）正午まで

イ　志願変更
令和９年２月１０日（水）から２月１７日（水）正午まで

ウ　調査書等提出
令和９年２月１０日（水）から２月１８日（木）正午まで

（3）手続
手続は、インターネット出願システムにより行う。
詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

ア　出願登録

（ア）志願者

a　必要事項の入力
志願者は、（2）ア（ア）の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、（2）ア（ア）の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

b　入学者選抜料の納付
志願者は、２月１７日（水）正午までに、入学者選抜料（2,200 円）を納付する。
なお、志願変更（イを参照）を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。

（イ）出身中学校長

a　確認登録
出身中学校長は、（2）ア（ア）の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。
なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b　入学者選抜料の納付の確認
出身中学校長は、２月１７日（水）正午までに、志願者が入学者選抜料（2,200 円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

（ウ）本校校長

本校校長は、志願者の入力事項等について、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、（２）ア（イ）の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

イ　志願変更

志願者は、１回に限り志願した高等学校、課程又は学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）の志願変更を行うことができる。ただし、出願取下げを行った後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）に再び出願することはできない。（「普通科　普通」から「普通科　創造表現コース」への志願変更、並びにその逆は可能である。）

志願変更を行う場合は、（２）イの期間内に、次により出願の取下げ及び志願変更申請を行う。

なお、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

（ア）志願者

a　出願取下げ

志願変更を希望する者は、インターネット出願システムで出願取下げを行い、出身中学校長の承認を受ける。

b　志願変更申請

志願変更を希望する者は、本校校長が出願取下げの承認（（ウ）a を参照）を行った後、インターネット出願システムで必要事項を入力し、ア（ア）の手続に準じて、出身中学校長の確認登録を受ける。

c　書類の訂正及び提出

志願変更を希望する者は、出身中学校長を経由して返却された書類（（ウ）b を参照）がある場合には、高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、所定の期間内に、出身中学校長に提出する。

（イ）出身中学校長

a　出願取下げの承認

出身中学校長は、志願者の出願取下げに誤りがないことを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

b　志願変更の確認登録

出身中学校長は、ア（イ）の手続に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

c　書類の返却及び提出

出身中学校長は、本校校長から返却される書類（（ウ）b を参照）がある場合には、本校においてそれを受け取り、志願変更を希望する者に返却する。また、志願者から提出された書類を所定の期間内に、志願変更先高等学校長に持参により提出する。

（ウ）本校校長

a　出願取下げ承認

本校校長は、志願者の出願取下げが適正であることを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

b　書類の返却

本校校長は、志願変更をする者の入学者選抜に関する特別措置願（１０（１）を参照）、卒業証明書、その他の書類がある場合には、本校において、それを出身中学校長等に直接返却する。

（エ）志願変更先高等学校長

志願変更先高等学校長は、ア（ウ）の手続きに準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

ウ　調査書等提出

（ア）出身中学校長

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、（２）ウの期間内に、本校校長にインターネット出願システムより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により２月１７日（水）までに必着するように提出すること。また、令和８年３月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

①　学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第７８条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

②　評定（成績評点）集計表（様式第２－２号）

（イ）本校校長

本校校長は、調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理する。

エ　受検票の作成及び印刷

（ア）受検票の作成

本校校長は、（２）イの志願変更期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録を行った後、令和９年２月１８日（木）正午までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

（イ）受検票の印刷

志願者は、令和９年２月１８日（木）正午以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

オ　志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校ホームページへの掲載により行う。

（ア）２月８日（月）正午現在の志願者数を同日１５時に公表する。

（イ）２月１０日（水）１６時現在の志願者数を同日１６時３０分に、２月１２日（金）１６時現在の志願者数を同日１６時３０分に、2月１５日（月）１６時現在の志願者数を同日１６時３０分に、2月１６日（火）１６時現在の志願者数を同日１６時３０分に、２月１７日（水）正午の志願者数を同日１５時にそれぞれ公表する。

６　選抜

（１）一般学力検査

ア　一般学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ　一般学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。

ウ　一般学力検査は、各教科５０点満点とする。

（２）自己表現

ア　自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ　自己表現は、検査官一人当たり１５点満点とする。

本校の自己表現の配点は、３０点とする。

（３）学校独自検査（鉛筆デッサン）

ア　鉛筆デッサンは、「普通科　創造表現コース」の志願者全員に対して行う。

イ　鉛筆デッサンは、実施時間を１２０分とし、配点を２００点満点とする。

ウ　鉛筆デッサンの評価項目は、次のとおりとする。

・形態の認識力と表現力　・空間の認識力と構成力　・色彩及び質感の観察力と表現力

（４）中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

（５）実施期日、時間割等

<table>
<tr><th colspan="3">２月２４日（水）</th><th>２月２５日（木）</th><th>２月２６日（金）</th></tr>
<tr><th>時 限</th><th>時 刻</th><th>検査教科等</th><th>検　査　等</th><th>検　査　等</th></tr>
<tr><td></td><td>8:40</td><td>集　　合</td><td rowspan="7">自己表現
及び
学校独自検査
（鉛筆デッサン）
（創造表現コースのみ）</td><td rowspan="7">予備日
（自己表現）</td></tr>
<tr><td></td><td>8:40
～9:00</td><td>点呼・注意</td></tr>
<tr><td>第１時限</td><td>9:10
～10:00</td><td>国　　語</td></tr>
<tr><td>第２時限</td><td>10:20
～11:10</td><td>社　　会</td></tr>
<tr><td>第３時限</td><td>11:30
～12:20</td><td>数　　学</td></tr>
<tr><td>第４時限</td><td>13:10
～14:00</td><td>理　　科</td></tr>
<tr><td>第５時限</td><td>14:20
～15:10</td><td>英　　語</td></tr>
</table>

※　第１日の集合は各検査場とする。

※　第１日の英語については、放送による聞き取り検査も実施する。

※　本校は、自己表現及び学校独自検査（鉛筆デッサン）について、原則として、第２日（２月２５日（木））に実施する。ただし、志願者数によっては、第３日（２月２６日（金））にも実施する場合がある。自己表現及び学校独自検査（鉛筆デッサン）の集合時刻は、２月１９日（金）１６時に本校ホームページに掲載する。

※　「普通科　創造表現コース」の志願者は、学校独自検査（鉛筆デッサン）が終了し、昼食後、自己表現（１０分）を実施する。

また、中学校過年度卒業の志願者の面接については、自己表現とは別に実施する。

（６）実施場所

本校

（７）携行品

ア　学力検査時の検査場への携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

① 鉛筆、シャープペンシル
② 鉛筆削り
③ 消しゴム
④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可）
⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可）
⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできない。
また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。
各教科の検査開始前に、監督者が携行品について確認し、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、その日の検査終了まで預かる。
各教科の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ　その他の持参物
弁当（第２日は創造表現コースの志願者のみ）、上履き、下履きを入れる袋

ウ　「普通科　創造表現コース」の学校独自検査（鉛筆デッサン）に必要な物品（４種類の鉛筆、練り消しゴム、カッターナイフ等）は、検査当日に本校で用意する。上記の持込みができる物品以外の物品は、使用することはできない。また、鉛筆を削るなどの準備の時間を特に設けないので、休憩時間を利用して準備すること。

7　合格者の決定

（1）特色枠による選抜
「普通科　普通」は、入学定員の３０％以内において、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を、４：４：２とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。
「普通科　創造表現コース」は、入学定員の５０％以内において、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（鉛筆デッサン）の配点の比重を、２：２：２：６とし、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（鉛筆デッサン）の結果を総合的に判断して決定する。
なお、「普通科　普通」「普通科　創造表現コース」において、調査書の音楽、美術、保健体育及び技術・家庭について２倍の傾斜配点を実施する。

（2）一般枠による選抜
「普通科　普通」は、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を、６：２：２とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。
「普通科　創造表現コース」は、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（鉛筆デッサン）の配点の比重を、６：２：２：２とし、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（鉛筆デッサン）の結果を総合的に判断して決定する。

（3）特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

（4）中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

（5）自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8　合格者の発表

（1）合格者の発表は、令和９年３月８日（月）１３時３０分に本校南棟ピロティへの掲示及び１４時に本校ホームページ（http://www.motomachi-h.edu.city.hiroshima.jp/）への掲載により行う。本校ホームページへの掲載は、令和９年３月９日（火）１２時までとする。電話による照会には応じない。
なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、令和９年３月８日（月）１４時から令和９年３月９日（火）１２時までとする。

（2）合格通知書及び請書・辞退届は、本校で合格者本人に交付する。

（3）合格者は、令和９年３月９日（火）１２時までに、請書又は辞退届を本校校長に提出しなければならない。受付日時は以下のとおりとする。
３月８日（月）１３時３０分から１６時まで
３月９日（火）９時から１２時まで

9　繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、繰り上げて合格者を決定する場合がある。
なお、その場合には、令和９年３月９日（火）１４時までに、出身中学校長を経由（中学校卒業後５年を超える者を除く。）して受検者本人に連絡する。

10　特別措置の申請等

（1）特別措置の申請
志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。
なお、中学校卒業後５年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

ア　点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を令和８年１２月１日（火）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。
イ　機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和８年１２月１日（火）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。
ウ　発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和９年１月８日（金）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。
エ　アからウ以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第３号）を５（２）ア（ア）の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。
　本校校長は、提出された特別措置願について必要に応じてその写しを令和９年２月８日（月）までに広島市教育委員会に提出し協議する。

（２）自己申告書の提出
　志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第５号）を本人が記入し、提出することができる。
　中学校卒業見込者及び卒業後５年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、５（２）ウの期間内に、本校校長にこれを提出する。
　なお、中学校卒業後５年を超える者については、５（２）ウの期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

11　県外等からの出願
　県外等からの出願については、「令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を行うこと。

12　やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて
　検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事　由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第１８条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

※　月経随伴症状等の体調不良等は、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるものとして、表の「疾病」に該当する。

（１）手続
　「令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を令和９年３月１日（月）正午までに行うこと。

（２）選抜
ア　検査方法
　自己表現及び学校独自検査（「普通科　普通」は小論文、「普通科　創造表現コース」は鉛筆デッサン）
※　「普通科　創造表現コース」志願者で「普通科　普通」を第２志望とする者は検査方法に小論文を加える。
イ　実施期日及び時間割等
　令和９年３月３日（水）

普通科　普通			普通科　創造表現コース		
時 限	時 刻	検査等	時 限	時 刻	検査等
	8:40	集合		8:40	集合
	8:40 ～8:50	点呼・注意		8:40 ～8:50	点呼・注意
第１時限	9:00 ～10:10	学校独自検査 （小論文）	第１時限	9:00 ～11:00	学校独自検査 （鉛筆デッサン）
第２時限	10:25～	自己表現	第２時限	11:15～	自己表現

※　追検査対象者の第２志望の有無等により、時間割等は変更する場合がある。その場合は変更した時間割等を別途連絡する。
ウ　実施場所
　本校
エ　携行品
　①　追検査受検承認（不承認）通知書
　②　一次選抜における携行品

オ　合格者の決定
調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。
なお、自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。
合格者は一次選抜の定員に含めて決定する。

13　新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

（1）入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。
（2）入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）
（3）入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

14　一次選抜の結果に係る情報の提供について

（1）情報提供の対象
一次選抜における学力検査の結果、自己表現の結果及び調査書の評定
（2）情報提供の内容
ア　一般学力検査における各教科の得点及び合計
イ　自己表現の総得点
ウ　調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計
（3）情報提供請求対象者
一次選抜の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）
（4）本人等であることの確認
「令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」１１７ページに示す書類の提示により確認する。
なお、受検票は本人を確認する書類の一つとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。
（5）情報提供期間
令和９年３月１７日（水）から４月１６日（金）までとする。（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）
受付時間は９時から１６時までとする。（ただし、１２時３５分から１３時２０分までを除く。）
（6）情報提供場所
本校（受付窓口は事務室）
（7）情報提供手続
ア　請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、一次選抜を受検した本校において口頭で情報の提供の請求をする。
イ　本校校長は、上記書類により請求者が正当な請求者であることを確認した後、原則として閲覧により情報の提供をする。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により情報の提供をすることもできる。

15　その他

（1）この要項に記載した以外のことについては、全て「令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。
（2）志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。
（3）選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。
（4）併設型高等学校の一次選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜に合格した者（入学を辞退した者を除く。）は、令和９年２月１７日（水）正午までに、インターネット出願システムで本校の一次選抜の出願取下げを必ずしなければならない。

【２】帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

１　選抜の趣旨
　【１】１（Ｐ１）に同じ。

２　学科・コース・定員及び通学区域
（１）普通科（「普通科　普通」、「普通科　創造表現コース」を含む。）
　ア　定員　２人以内
　イ　通学区域
　　「普通科　普通」　　広島市内全域
　　「普通科　創造表現コース」広島県一円

３　教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針
　【１】３（Ｐ１～２）に同じ。

４　出願資格
　次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者が出願できる。
（１）「日本国籍を有する者で、外国に在留していたもの又は現在なお在留しているものに係る就学希望者で長期間外国に在留し、帰国したもの」又は「終戦前から引き続き中国等に居住していた者で日本に帰国したものに係る就学希望者」で【１】４（Ｐ２）に定める出願資格の（１）から（４）までのいずれかに該当し、かつ、原則として次のアからエまでのいずれかに該当する者。
　ア　海外在住期間が２年以上３年未満で、帰国後の期間が１年以内の者
　イ　海外在住期間が３年以上４年未満で、帰国後の期間が２年以内の者
　ウ　海外在住期間が４年以上９年未満で、帰国後の期間が３年以内の者
　エ　海外在住期間が９年以上で、帰国後の期間が６年以内の者
（２）外国籍を有する者で、【１】４（Ｐ２）に定める出願資格の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、原則として、入国後の在日期間が６年以内の者。

５　出願
（１）方式
　【１】５（１）ア・イ（Ｐ２）に同じ。
　「普通科　普通」と「普通科　創造表現コース」との併願はできない。
（２）期間
　【１】５（２）（Ｐ２）に同じ。
（３）手続
　ア　出願登録
　（ア）志願者
　　a　必要事項の入力
　　志願者は、【１】５（２）ア（ア）（Ｐ２）の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。
　　b　入学者選抜料の納付
　　志願者は、２月１７日（水）正午までに、入学者選抜料（2,200 円）を納付する。
　　なお、志願変更（イを参照）を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。
　　c　書類の提出
　　志願者は次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。
　　① 海外在住状況説明書（様式第６号）
　　② 健康診断書（成績証明書を提出する者に限る。）
　（イ）出身中学校長
　　a　確認登録
　　出身中学校長は、【１】５（２）ア（ア）（Ｐ２）の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。
　　b　入学者選抜料の納付の確認
　　出身中学校長は、２月１７日（水）正午までに、志願者が入学選抜料（2,200 円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。
　　c　書類の提出
　　出身中学校長は、志願者から提出された海外在住状況説明書の記載事項に誤りがないことを確認の上、【１】５（２）ア（ア）（Ｐ２）の期間内に、本校校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。

（ウ）本校校長
本校校長は、志願者の入力事項等について、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、【1】５（2）ア（イ）（Ｐ２）の期間内にインターネット出願システムで確認登録を行う。

イ　志願変更
【1】５（3）イ（Ｐ３）に同じ。

ウ　調査書等提出
（ア）出身中学校長
出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、①から③までの書類を【1】５（2）ウ（Ｐ２）の期間内に、本校校長に提出する。
①及び②についてはインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により、２月１７日（水）までに必着するよう提出すること。
また、③については、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により、２月１７日（水）までに必着するよう提出すること。
なお、令和８年３月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。
① 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令１１号）第７８条の規定による志願者の調査書（調査書情報）
② 評定（成績評点）集計表（様式第２－２号）
③ 健康診断書（成績証明書を提出する者に限る。）

（イ）本校校長
本校校長は、調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理する。

エ　受検票の作成及び印刷
【1】５（3）エ（Ｐ３～４）に同じ。

オ　志願者数の公表
【1】５（3）オ（Ｐ４）に同じ。

６　選抜

（1）　一般学力検査
ア　一般学力検査は、志願者全員に対して行う。
イ　一般学力検査の実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）とする。
ウ　一般学力検査は、各教科５０点満点とする。
エ　４（2）の出願資格により受検する者の一般学力検査問題については、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用する。

（2）自己表現
【1】６（2）（Ｐ４）に同じ。

（3）作文及び面接
志願者全員に対して作文及び面接を実施する。

（4）学校独自検査（鉛筆デッサン）
【1】６（3）（Ｐ４）に同じ。

（5）実施期日、時間割等

２月２４日（水）			２月２５日（木）	２月２６日（金）
時 限	時 刻	検査教科等	検　査　等	検　査　等
	8:40	集　　合	自己表現 及び 学校独自検査 （鉛筆デッサン） （創造表現コースのみ）	予備日 （自己表現）
	8:40 ～9:00	点呼・注意		
第１時限	9:10 ～10:00	国　　語		
第２時限	10:20 ～11:10	作　　文		
第３時限	11:30 ～12:20	数　　学		
第４時限	13:10 ～14:00	面　　接		
第５時限	14:20 ～15:10	英　　語		

※　第１日の集合は各検査場とする。
※　第１日の英語については、放送による聞き取り検査も実施する。
※　本校は、自己表現及び学校独自検査（鉛筆デッサン）について、原則として、第２日（２月２５日（木））に実施する。ただし、志願者数によっては、第３日（２月２６日（金））にも実施する場合がある。自己表現及び学校独自検査（鉛筆デッサン）の集合時刻は、２月１９日（金）１６時に本校ホームページに掲載する。
※　「普通科　創造表現コース」の志願者は、学校独自検査（鉛筆デッサン）が終了し、昼食後、自己表現（１０分）を実施する。

（６）実施場所
　　本校

（７）携行品
　　【１】６（７）（Ｐ４～５）に同じ。

７　合格者の決定

（１）一般学力検査、調査書、自己表現、作文、面接及び学校独自検査（鉛筆デッサン）の結果に基づいて総合的に判断して決定する。
　※　学校独自検査（鉛筆デッサン）は「普通科　創造表現コース」のみ実施する。

（２）中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

８　合格者の発表

【１】８（Ｐ５）に同じ。

９　繰上げ合格の実施

【１】９（Ｐ５）に同じ。

10　特別措置の申請等

【１】10（Ｐ５～６）に準ずる。

11　県外等からの出願

【１】11（Ｐ６）に同じ。

12　やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて

【１】12（Ｐ６～７）に同じ。

13　新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

【１】13（Ｐ７）に同じ。

14　その他

【１】15（Ｐ７）に同じ。

【３】二次選抜の実施

二次選抜の実施の有無及び実施する場合はその定員の公表を、令和９年３月１０日（水）１０時に本校玄関への掲示及び本校ホームページ（http://www.motomachi-h.edu.city.hiroshima.jp/）への掲載により行う。